

振込規定 変更内容

1. 振込金の入金に関する規定の変更

既存の振込規定「4. (振込通知の発信)」を以下のとおり変更します。

【変更内容】(下線部が変更箇所)

変更前	変更後
<p>4. (振込通知の発信)</p> <p>(1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>② 文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、<u>前項の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。</u></p>	<p>4. (振込通知の発信)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、依頼日の当日に振込通知を発信します。<u>ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u></p>

以 上